

事務連絡
令和7年1月15日

配食型見守りサービス事業
見積参加者様

静岡市高齢者福祉課

配食型見守りサービス事業の留意事項について

このことについて、下記事項に留意した上で本業務の見積もりに御参加いただきますようお願いいたします。

記

1 書類の取扱い

(1)実績報告は、配食実施月の翌月10日までに提出してください。

※実績報告の遅延が常態化しますと、契約違反とみなされる可能性があります。

(2)実績報告書、実績表は、実際に配食した実数を確認し、正確に作成してください。

※入院や入所等で配食実績がないにもかかわらず、実績報告に含まれていたため、委託料が過払いとなった案件がありました。チェック漏れが原因と考えられますが、繰り返し誤りが発生すると不正請求とみなされる可能性があります。

※実績明細がある場合は、根拠資料として実績報告書と併せてご提出ください。

2 安否の確認

(1)本事業は、食事配達時の安否確認が目的となっています。

原則、食事は利用者に直接手渡し、安否確認を行ってください。安否が確認できない緊急時等にはマニュアルに従い適切に対応してください。

※食事を玄関先に置いていってしまうなど手渡しをしていない事例が複数確認されました。

利用者から食事を置いていくことを指示されたとしても、原則、手渡しで安否確認してください。利用者の都合で継続して手渡しできない場合は、利用中止となります。

※緊急時に救急車を依頼する等の適切な対応ができていない事例が複数確認されました。後日、利用者が亡くなってしまった事例もあります。マニュアルの安否確認手順に従い、適切に対応してください。

(裏面に続く)

3 食事料金

(1) 食事料金の設定は、過度に低くすることなく、内容に見合う金額を設定してください

※委託料は、安否確認、見守り業務に対してお支払するもので、食事料金は、事業者ごと設定していただいておりますが、食事料金が過度に低いことにより、本事業が、食事料金の助成と誤解される事例があります。

※審査の結果、本事業の対象外と判明し、委託料の支払が不可となり、一般利用の食事料金との差額を利用者が負担することになった事例があります。

4 事務処理の留意事項

(1) 利用者から申請内容の変更、廃止の申し出がありましたら、速やかに利用者のケアマネ(または地域包括支援センター)に連絡してください。

※申請内容の変更については、ケアマネ(または地域包括支援センター)から各区高齢介護課に利用調整票(変更の届出)が提出されないと、変更内容を反映することができません。

●契約書、仕様書、マニュアルどおりに業務が行われていないことが確認されますと、契約を解除する場合があります。

静岡市高齢者福祉課
高齢者支援係 曾根・野田
TEL 054-221-1201